公立大学法人大阪定款

参考資料１

目次

第１章　総則（第１条－第７条）

第２章　役員（第８条－第16条）

第３章　審議機関

　　第１節　経営審議会（第17条－第19条）

　　第２節　教育研究審議会（第20条－第22条）

第４章　業務の範囲及びその執行（第23条・第24条）

第５章　資本金等（第25条・第26条）

第６章　委任（第27条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条 　この公立大学法人は、豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材の育成と真理の探究を使命とし、広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに、都市を学問創造の場と捉え、社会の諸問題について英知を結集し、併せて地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し、その成果を社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第２条　この公立大学法人は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）と称する。

（大学等の設置）

第３条 法人は、第１条の目的を達成するため、大学及び高等専門学校を次のとおり設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　称 | 所　　在　　地 |
| 大阪府立大学 | 堺市中区 |
| 大阪市立大学 | 大阪市住吉区 |
| 大阪府立大学工業高等専門学校 | 寝屋川市 |

（設立団体）

第４条　法人の設立団体は、大阪府及び大阪市とする。

（事務所の所在地）

第５条　法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

（法人の種別）

第６条　法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第７条 法人の公告は、大阪府公報及び大阪市公報への掲載又はインターネットの利用（以下「公報掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で公報掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその公報掲載等に代えることができる。

第２章 役員

（定数）

第８条　法人に、役員として、理事長１人、副理事長２人、理事７人以内及び監事２人以内を置く。

（職務及び権限）

第９条　理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第14条に規定する役員会の議を経なければならない。

３　副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

４　副理事長は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

５　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

６　理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

７　監事は、法人の業務を監査する。

８　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、大阪府知事（以下「知事」という。）又は大阪市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条　理事長は、知事及び市長が協議の上、任命する。

（学長の任命）

第11条　大阪府立大学の学長及び大阪市立大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。

２　学長の選考を行うため、第３条の表に掲げる大学ごとに学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

３　学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

４　前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

５　選考会議は、委員６人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充てる。

（1） 第17条第２項第３号及び第４号に掲げる者から同条第１項に規定する経営審議会において選出された者

（2）第20条第２項第２号から第６号までに掲げる者から同条第１項に規定する各教育研究審議会において選出された者

６　委員の総数のうち２分の１は、法人の役員又は職員以外の者とする。

７　選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

８　議長は、選考会議を主宰する。

９　第５項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事及び監事の任命）

第12条　理事は、理事長が任命する。

２　理事長は、理事のうち３分の１以上は、法人の役員又は職員以外の者の中から任命しなければならない。

３　監事は、知事及び市長が協議の上、任命する。

（任期）

第13条　理事長の任期は、４年とする。

２　副理事長の任期は、２年以上６年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

３　理事の任期は、理事長が定める。

４　監事の任期は、その任命後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第１項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

５　補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際法人の役員又は職員でなかったときは、前条第２項の規定の適用については、その再任の際当該理事を法人の役員又は職員以外の者とみなす。

７　前項の規定により再任された理事長の任期は、２年とする。

（役員会の設置及び構成）

第14条　法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（役員会の招集及び議事）

第15条　役員会は、理事長が招集する。

２　理事長は、副理事長及び理事のうち２人以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

３　役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

４　議長は、役員会を主宰する。

５　役員会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

６　役員会の議事は、出席する副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

（役員会の議決事項）

第16条　次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる意見及び年度計画に関する事項

(2) 法の規定により知事及び市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学域、学科、学類その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項

第３章　審議機関

第１節　経営審議会

（設置及び構成）

第17条　法人の経営に関する重要事項を審議するため、法人に経営審議会を置く。

２　経営審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事長が指名する理事

(4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから理事長が任命する者

３　前項第４号に該当する委員の数は、委員の総数の２分の１以上とする。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期による。

５　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

（招集及び議事）

第18条　経営審議会は、理事長が招集する。

２　経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

３　議長は、経営審議会を主宰する。

４　経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

５　経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第19条　経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 法の規定により知事及び市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第２節　教育研究審議会

（設置及び構成）

第20条　大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、第３条の表に掲げる大学ごとに教育研究審議会を置く。

２　教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学長が指名する理事

(4) 学長が指名する法人内における教育研究上重要な組織の長

(5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する法人の職員

(6) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから教育研究審議会の承認を得て学長が任命する者

３　前項第６号に該当する委員の数は、４人以上とする。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、第２項第１号から第４号までに該当する委員の任期は、当該職の任期による。

５　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

（招集及び議事）

第21条　教育研究審議会は、学長が招集する。

２　教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

３　議長は、教育研究審議会を主宰する。

４　教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

５　教育研究審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第22条　教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる意見及び年度計画に 関する事項のうち、教育研究に関するもの

(2) 法の規定により知事及び市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 教員の人事に関する方針及び基準に係る事項のうち、教育研究に関するもの

(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

第４章　業務の範囲及びその執行

（業務の範囲）

第23条　法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学及び高等専門学校を設置し、これを運営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。

(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5) 教育研究成果を普及し、その活用を促進すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第24条　法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第５章　資本金等

（資本金）

第25条 法人の資本金は、大阪府及び大阪市が出資する別表第１及び別表第２に掲げる資産とし、当該資本金の額は当該資産について、出資の日における時価を基準として大阪府及び大阪市が評価した価額の合計額とする。

（解散した場合の残余財産の帰属）

第26条　法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、大阪府及び大阪市による協議を経て、大阪府及び大阪市に当該残余財産を分配するものとする。

第６章　委任

（委任）

第27条　法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この定款は、法人の成立の日から施行する。

（最初の学長の任命及び任期に関する特例）

２　法人が設置する大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第３項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、法第72条第３項において読み替えて準用する法第71条第６項に規定する者のうちから、理事長が行う。この場合において、第11条第４項の規定の適用については、「前項」とあるのは、「附則第２項」とする。

３　前項の規定により任命された学長の任期は、第13条第２項の規定にかかわらず、４年とする。ただし、当該学長が法人の成立の日の前日に大阪府立大学又は大阪市立大学の学長（以下この項において「旧学長」という。）であった者と同一のものである場合は、当該学長の任期は６年から旧学長であった期間を控除した期間とする。

（最初の理事の任命に関する特例）

４　法人の成立の日の前日に公立大学法人大阪府立大学又は公立大学法人大阪市立大学（以下「旧法人」という。）の役員であった者で旧法人における役員の最初の任命の際旧法人の役員又は職員でなかったものを理事に任命する場合の第12条第２項の規定の適用については、その任命の際当該理事を法人の役員又は職員以外の者とみなす。

別表第１（第25条関係）

　　　　（略）

別表第２（第25条関係）

　　　　（略）